

答 申 書

上尾市教育委員会
教育長 西倉 剛 様

令和5年3月8日

上尾市幼児教育推進協議会
委員長 首藤 敏元

令和3年5月17日付け上教指第145号にて上尾市教育委員会より提出された諮問について、令和3年5月から4回の協議会を開催したほか、幼児施設、小学校の視察を各1回実施し、下記のとおり意見をとりまとめましたので、答申します。

記

1 諮問内容

- (1) 発達支援を必要とする幼児に係る幼児教育の現状と小学校への滑らかな接続に向けた諸課題について
- (2) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた発達支援を必要とする幼児・児童への関わり方について

2 答申の内容等

別紙のとおり

(1) - 1 発達支援を必要とする幼児に係る幼児教育について

市内の幼児施設における、3歳児～5歳児クラスにおいて、発達支援を必要とする幼児に係る現状と課題について調査審議した。

①現状

ア 市内全ての幼児施設¹において、発達支援を必要とする幼児が在籍し、幼児教育を受けている。

令和4年12月に文部科学省初等中等教育局特別支援教育課より示された「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」によると、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合は、推定値で8.8%であった。平成24年の同質問項目における推定値6.5%と比較すると、2.3%増加していることになる。また、特別支援学級に在籍する児童生徒数や、通級による指導を受ける児童生徒の数も年々増加傾向にある。

協議会において、幼児施設の教職員からも、発達支援を必要とする幼児の受け入れが増えたと感じているという話題が挙げられた。発達支援を必要とする幼児が集団生活に適応していくためには、個に応じた丁寧な指導が必要である。そのため、幼児施設では、その子供にとって必要な支援とは何かを考え、教職員間で共通理解を図りながら保育を行っている。

イ 市内幼児施設等では、「発達支援専門員巡回事業²」を活用し、専門員からの助言を支援に生かしている。また、加配教職員を配置し、個別の支援にあたりながら、学級の指導を行っている。

②課題

ア 教職員の指導力向上

発達支援を必要とする幼児の特徴やそれらに対する支援のあり方が多

¹ ここでは、公・私立保育所、私立幼稚園、認定こども園を総称して「幼児施設」とする。本市では、令和4年9月末をもって公立幼稚園が閉園となった。

² 上尾市の発達支援相談センターが実施している事業。市内幼児施設及び放課後児童クラブに専門員が直接訪問し、保育や子供への対応について助言を行い支援するもの。

様化する中で、教職員は、幼児の実態を把握し、指導方法や指導内容を工夫するための知識や技術を身に付ける必要がある。より質の高い支援を行っていくためには、教職員の指導力向上を図らなければならない。

イ 保護者との関わり方

発達支援が必要な幼児への指導は、長期的な視点で、組織的かつ計画的に行うことが重要である。家庭との緊密な連携の下、進めていくことが望ましいが、保護者の理解や協力を得ることが難しいケースもあり、保護者への伝え方や情報共有の仕方に悩む教職員が少なくない。

ウ 保育所職員の情報共有の時間の確保

保育の質の向上を図っていくためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢と環境が重要であり、職場内での研修の充実を図る必要がある。特に発達支援を必要とする幼児については、何に困っておりどんな支援が必要なのかについて、共通理解が必要となるが、開所時間の長い保育所にとっては、職員が一堂に集まる時間を作ることが困難である。

③方策・手立て

ア 教職員の指導力向上

教職員の指導力向上のための研修として、外部研修と内部研修がある。外部研修としては、全埼玉私立幼稚園連合会特別支援委員会が開催する専門家による講演会や、県及び市が開催する研修会等があり、現在も各幼児施設から積極的に参加している。大切なことは、研修内容を他の教職員と共有し、施設全体で日々の保育に反映させていくことである。また、埼玉県では、「発達支援サポーター育成研修³」や、「レベルアップ研修⁴」など、人材育成を目的とした研修がある。専門的な知識や技能を修得したミドルリーダーを育成していくことも、施設全体の指導力を向上させるための有効な手立てである。

内部研修としては、発達支援相談センターの「発達支援専門員巡回事業」による専門員の助言を受けた実践事例等の共有やケース会議など、

³ 発達障害児など発達が気になる子供の発達や行動に関して、早期に気づき、早期に適切な配慮や工夫ができる人材を育成することを目的とした研修。

⁴ 「発達支援サポーター」として、新たに専門的な知見を習得し、日頃行っている支援を振り返る機会を持つことで、発達の特徴が気になる子供により良い支援を提供することを目的とした研修。

日々の保育や教育の中から、意識的かつ意図的に学ぶことも必要である。担任や経験の少ない教職員が孤立することがないように、全教職員で課題を共有し、専門機関と連携しながら、よりよい支援につなげていくことが大切である。

イ 保護者との関わり方

幼児施設では、保護者面談や保育参観を実施し、保護者と情報交換をしたり、子供同士の遊びの様子や食事の様子等を見てもらったりしながら、子供の実態や成長について保護者と共有を図っている。

また、私立幼稚園、認定こども園では、就園前の2歳児を預かる施設が増えてきていることから、2歳児の間に、個々の幼児の発達状況やその幼児の家庭環境等の情報を入手し、入園前に保護者と丁寧に話し合いを行っている。

保護者の理解や協力を得ることが難しいケースであっても、子供の実態について、事実をきちんと伝えることが家庭との連携の第一歩である。家庭との連携は、保護者との信頼関係の上に成り立つ。日頃から保護者とのコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築くよう努めるとともに、保護者の思いを受け止めながら、どのように支援していくことがよいか、一緒に考えていくことが重要である。この場合にも、担任が孤立したり、担任と保護者との関係が悪化したりしないよう、各施設の管理職を中心に組織的に進めたり、専門機関と連携していくことが求められる。

ウ 保育所職員の情報共有の時間の確保

開所時間が長く、職員が時間をずらして勤務している保育所では、まとまった情報共有の時間を確保することが難しい。そのため、短時間のミーティングを複数回設定したり、発達支援に係る専門員による助言をもとに、視点を明確にして伝え合ったりするなど、効率的かつ効果的に情報共有ができるように工夫している。日常の保育の中で、継続的に情報共有を実施していくことで、幼児の成長や変容に気付き、必要な支援につなげていくことができる。

また、よりよい幼児教育を目指すためには、市内の公立・私立保育所が合同で行う研修会等の実施も有効であると考え。令和4年度は、要録の書き方に関する合同研修会を実施した。今後も、内容や回数を検討

しながら、より充実した研修会を実施していくことが期待されるが、これには、保育所における勤務体制等の工夫が必要であり、その実現のためには、公的な支援が求められる。

(1) - 2 発達支援を必要とする幼児の小学校への接続について

市内の幼児施設における5歳児クラス及び市内小学校における第1学年において、発達支援を必要とする幼児を含めた小学校への接続について調査審議した。

①現状

ア 発達支援が必要な幼児・児童への関わり方について

幼児施設では「発達支援専門員巡回事業」を、小学校では「特別支援教育推進専門員」の巡回支援⁵や「特別支援学校特別支援教育コーディネーター」による巡回相談⁶などを活用し、発達支援が必要な子供への関わり方や支援の仕方、保護者との連携についてアドバイスを受けている。

イ 保護者との関わりについて

市内の公立保育所では、現在2名の相談員がおり、各公立保育所の巡回相談や、保護者を対象にした就学講話を行っている。相談員は、小学校の校長の退職者等が担っており、講話の中には、小学校生活を見据えた内容も含まれる。これらをきっかけに、発達支援を必要とする幼児の保護者からの相談につながるケースもある。

また、小学校では、就学時健康診断や新入生保護者説明会において、小学校生活に必要な心構えや身に付けてほしい基本的な生活習慣等について説明している。発達支援が必要な子供の保護者には、必要に応じて、

⁵ 小・中学校等からの要請に応じて、特別支援教育推進専門員が小・中学校等の特別支援学級、通級指導教室を巡回し、担当教員の指導・育成や、小・中学校等の管理職や特別支援学級担任、通級指導教室担当者、特別支援教育コーディネーターに校内支援体制の整備について助言を行う。

⁶ 県立特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援学校特別支援教育コーディネーターが各小・中学校を巡回し、特別な教育的支援が必要な児童生徒への指導・支援方法、校内支援体制の整備等について指導・助言を行う。

子供の現状と就学後の生活について、幼児施設や学校と相談することを促している。

ウ 幼児と児童の交流

小学校の生活科の授業と関連付けて、手作りおもちゃで一緒に遊んだり、学校生活について教えたりする交流会がある。また、入学後関わりの多い学年(次年度の6年生)との交流の場を設けているところもある。近年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面での交流が難しく、オンラインやDVD、手作りプレゼントのやりとりなど、工夫をして行っている。新しい生活への適応に難しさがある幼児にとっては、学校生活への不安を解消する一つの手立てとなり、教職員にとっては幼児の実態を把握する機会となっている。

エ 教職員間の連携

教職員間の連携では、上尾市幼保小連携合同研修会や小学校区ごとに行われる情報交換会が挙げられる。合同研修会は、市内の幼児施設及び小学校の教職員が集まり、実践発表や協議を行うことで、お互いの教育や保育に対する理解を深めている。

小学校区ごとの情報交換会は、就学予定の幼児について、普段の様子、人間関係、身体的特徴、保護者対応など配慮を必要とする事項について共通理解を図り、小学校での学級編成や入学後の指導に生かしている。また、幼児施設の教職員が入学後の子供たちの様子を参観し、改めて情報交換をしているところもある。

オ 支援員の配置

本市では各小・中学校に、アッピースマイルサポーター⁷を配置している。4月は、1学年を中心に配置し、発達支援を必要とする児童だけでなく、学年全体を見て、必要な支援を行っている。

②課題

ア 幼児期から就学期の支援の連続性

幼児施設では「発達支援専門員巡回事業」を、小学校では「特別支援学校巡回相談事業」などを活用しているが、幼児期から就学期への支援

⁷ 上尾市内の各校に配置されている児童生徒の自立の支援や介助を行う支援員。

の連続性を高めるためには、各行政機関の連携を図ることが望ましい。

イ 加配教員の充足と効果的な活用

1 学年以外にも支援を必要とする児童がおり、他学年にもアップピースマイルサポーターを配置する必要がある。また、児童一人一人に効果的な支援をするために適切な支援のあり方が求められる。

③方策・手立て

ア 幼児期から就学期の支援の連続性

(7) 発達支援相談センターと上尾市教育センターの連携

支援をつなげる一つの方法として、「発達支援専門員巡回事業」において助言した内容について、幼児施設側から保護者に伝え、就学時には、これまでの様子について保護者から小学校へ伝えることがある。これは、個人情報保護の観点から、発達支援相談センターが保護者の同意なしに情報を提供することはできないからである。上尾市教育センター⁸（以下教育センター）で実施する就学相談についても同様であり、発達支援相談センターに情報提供を求める際や、就学相談後に個々に作成する資料を小学校に提供する際には、保護者の同意を得た上で行っている。小学校への情報提供については、現状ではほぼ100%承諾を得られており、小学校入学前に管理職や担任が資料に目を通すことで、スムーズな就学の一助となっている。年度当初の多忙な時期の情報提供となるが、確実に校内で共有することが重要である。

(イ) 「サポート手帳」の活用

埼玉県では、乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援のために「サポート手帳」を作成しており、主に発達障害があったり、発達が気になりだったりする子供をもつ保護者のうち、希望者に配布している。生育記録や医療・服薬の記録、療育・相談歴、「教育支援プランA・B⁹」等を1冊にまとめておけるため、関係機関との情報共有に有効なものである。しかし、教職員や保護者への周知が課題であり、

⁸ 教育相談・就学相談を中心として、不登校児童生徒対策や教育関係職員研修等の業務を行う。

⁹ 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズを具体的な指導・支援に反映させるための計画。

活用できるよう支援していく必要がある。

イ 加配教員等の充足と効果的な活用

(ア) 加配教員等の拡充

本市では、アッピースマイルサポーターを各校に配置し、児童生徒の自立の支援や介助を行っている。1学年のスタート時期は、新しい生活に適応していくための大事な時期であるので、丁寧かつ手厚いサポートが必要である。また、人手が増えれば、担任の負担軽減にもつながるほか、児童にとって必要な支援を見極めて、必要に応じて個別の支援を検討することもできる。入学期における、アッピースマイルサポーターの拡充が望まれる。

さらに、埼玉県から派遣される「小1問題対応非常勤講師¹⁰」を活用している学校もある。この制度を活用するためには、申請にあたって事前に幼児施設からの情報提供が必要となるため、幼保小で行う情報交換会を適切な時期に設定することが求められる。

(イ) 加配教員等の効果的な活用

一人一人の児童が、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、より効果的な支援・配慮のあり方を考えていくためには、教師と加配教員等が連携を深める必要がある。本市では、「教師とアッピースマイルサポーターのための指導・支援の手引き」を作成したり、定期的に研修会を行ったりして、教育活動に生かしている。

支援の仕方は多様なため、担任と加配教員等が積極的にコミュニケーションをとり、どのような支援が効果的であるのかを一緒に考えていくことが求められる。

¹⁰ 小学校第1学年において、課題のある児童への対応が必要と認められる場合に派遣される。

(2) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた 発達支援を必要とする幼児・児童への関わり方について

市内の幼児施設及び市内小学校第1学年において、発達支援を必要とする幼児・児童への関わり方について調査審議した。

①現状

- ア 教職員の中で、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」への理解が深まってきている。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて育っていくものであり、発達支援を必要とする幼児に関わらず、全ての幼児に同じように見られるものではないことを理解し、幼児期から学童期の教育へとつなげていこうという共通認識をもつことができるようになってきた。
- イ 私立保育所・認定こども園では、市から給付する委託費に対する加算項目に、小学校接続加算というものがあり、アプローチカリキュラムを作成することで加算が受けられる。現在23施設が申請を出しており、17施設がアプローチカリキュラムを作成している。公立保育所については、全施設で作成をしている。また、小学校が作成するスタートカリキュラムには、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関連や重点項目について記載している。

②課題

- ア 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の理解
教職員の中には、未だ「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を到達目標と捉えているものがある。到達すべき姿として捉えると、特に発達支援を必要とする幼児・児童は厳しい立場に置かれることになる。引き続き、正しい理解を促すことが必要である。
- イ カリキュラムの充実・改善
各施設において、スタートカリキュラムとアプローチカリキュラムがバラバラに作成されているため、理念が共通しておらず、連携の手がかりとして十分に機能していない。

③方策・手立て

ア 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の理解

県や市の研修会において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について繰り返し取り上げ、教職員への理解を促している。教職員は、幼児・児童一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められるため、研修で得た知識を各施設で共有し、教職員が共通認識のもと教育方法の改善にあたることが重要である。特に小学校においては、担当する学年や分掌が多岐に渡ることから、1学年の担任だけでなく、他の教職員が理解する機会を意図的に設定することが必要である。

イ カリキュラムの充実・改善

上尾市幼保小連携合同研修会において、各施設が作成したスタートカリキュラム・アプローチカリキュラムを持ち寄り、協議をすることで、幼児期から学童期への連続性のある内容になるよう工夫・改善を図っている。しかしながら、より具体的にカリキュラムの工夫や教育方法の改善について検討するためには、年1回の合同研修会だけでは足りないのが現状である。小学校区ごとの情報交換会や交流会についても内容を充実させ、幼保小接続のための架け橋プログラムを作成、実施する必要がある。

以上の調査審議結果を踏まえ、以下のとおり提言する。

①支援員や加配教職員の拡充について

発達支援を必要とする幼児の数が増加傾向にあり、さらに支援のあり方が多様化していることから、個に応じた丁寧な指導が必要とされている。現在も支援員や加配教員の配置制度はあるが、現場からはより多くの支援を求める声が挙がっている。発達支援が必要な子供が、適切な支援を受けながら集団の中で成長していくために、小学校における支援員の拡充及び、幼児施設における加配教職員の拡充を求める。

②小学校への接続のための幼保小連携について

ア 本市で行っている幼保小連携合同研修会は、小学校への滑らかな接続や、教員の指導力向上に効果を上げていると考える。この研修会は、例年8月に実施しているが、幼児の姿は変化していくものであり、成長に伴い支援のあり方も変わっていく。また、発達支援を必要とする幼児への理解や支援について共通理解を深めるとともに、就学に向けた準備や、支援員・加配教員の申請などを考えると、就学が近づく1月頃にも研修会を実施することが望ましい。

イ 子供同士の交流については、行事等の交流にとどまらず、資質・能力をつなぐものとなることが求められる。発達支援を必要とする子供が、集団の中でともに成長していくことを踏まえ、幼児施設と学校との間で、交流の目的や育みたい力について共通理解をした上で指導計画を立て、実施していくことが重要である。

③就学相談の充実

ア 就学後も効果的な支援を継続していくためには、学校と発達支援の必要な子供及びその保護者との関係づくりが必要となるが、一からの関係づくりは、三者にとって負担が大きい。子供への理解はもちろんのこと、学校と保護者の橋渡し役となり、幼保小の円滑な接続につなげるために、必要に応じて、幼児施設の関係者や就学相談に関わった職員が、就学後も引き続き支援に携わることが望ましい。

イ 関係機関との情報共有に有効であるサポート手帳だが、教職員や保護者

への周知が課題である。教職員研修会等で、サポート手帳の目的や活用事例について取り扱うとともに、保護者への積極的な周知を進め、活用を促進していくことを求める。また、内容の精選等、保護者が活用しやすい工夫についても検討を求める。